

医療法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、貸借対照表等に係る公認会計士等による監査、公告等に係る規定及び分割に係る規定を整備する等の措置を講ずること。

第二 改正の要点

一 地域医療連携推進法人に関する事項

1 都道府県知事の認定等

- (一) 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する参加法人を社員とし、開設する病院、診療所及び介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の業務の連携を推進するための方針（以下「医療連携推進方針」という。）を定め、医療従事者の研修、医薬品等の物資の供給、資金貸付その他の業務（以下「医療連携推進業務」という。）を行うことを目的とする一般社団法人は、都道府県知事の認定を受けることができるものとする。 （第七十条関係）

- (二) 医療連携推進方針には、病院等の連携を推進する区域（都道府県医療計画において定める構想区域を考慮して定めるものとする。）、病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項、その目標等を記載しなければならないものとすること。（第七十条の二第二項及び第三項関係）
 - (三) 参加法人は、当該区域において病院等を開設する法人とすること。また、医療連携推進方針において、介護事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業の連携を推進する旨を記載した場合、当該事業等を行う法人を参加法人とすることができるものとすること。（第七十条第一項、第七十条の二第四項及び第七十条の八第一項関係）
 - (四) (一)の都道府県知事の認定は、次に掲げる基準に適合すると認めるときに、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で行うことができるものとすること。（第七十条の三関係）
- (1) 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とするものであること。
 - (2) 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないこと等を条件に、定款で別段の定めをすることができるものであること。

(3) 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有する者等を社員並びに理事及び監事としな
いものであること。

(4) 地域の関係者等を構成員とする評議会を設置し、医療連携推進方針等の重要事項の決定につい
て、社員総会及び理事会において意見を述べることができるとされていること。

(5) 参加法人が予算、事業計画その他の重要事項の決定を行うに当たり、あらかじめ、地域医療連
携推進法人に意見を求めなければならないものとされていること。

(6) 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事等に対し特別の利益を与えないものであ
ること等の必要な基準を満たすものであること。

2 地域医療連携推進法人の参加法人の病院等における標章等

(一) 参加法人が開設する病院等は、地域医療連携推進法人の参加法人である旨の標章を掲示しなけれ
ばならないもの等とすること。(第六条の五及び第七十条の十一関係)

(二) 地域医療連携推進法人は、医療連携推進業務と関連する事業を行う事業者に対して出資を行うこ
とができるものとする。(第七十条の八関係)

3 都道府県知事による監督等の医療法人に関する規定の準用等

(一) 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。 (第七十条の十九関係)

(二) 都道府県知事は、地域医療連携推進法人の病院等相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要なものであること等の要件に該当すると認めるときは、地域医療構想の推進に必要であると認める病院間の病床の融通を許可することができるものとする。 (第三十条の四関係)

(三) 地域医療連携推進法人の役員、計算(剰余金の配当禁止を含む)、解散及び清算並びに都道府県知事による監督については、医療法人に関する規定を準用すること。 (第七十条の十二、第七十条の十四、第七十条の十五、第七十条の二十及び第七十条の二十三関係)

二 医療法人に係る改正事項

1 医療法人の計算及び機関に関する事項

(一) 事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する医療法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等の監査を受けな

ければならないものとする。これを公告しなければならないものとする。 (第五十一条第二項及び第五項並びに第五十一条の三関係)

(二) 医療法人は、その役員と特殊の関係がある事業者との取引の状況に関する報告書を作成し、都道府県知事に届け出なければならないものとする。 (第五十一条第一項及び第五十二条関係)

(三) 医療法人への理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を規定するとともに、社員総会等の機関に関する所要の規定を整備するものとする。 (第四十四条から第四十九条の三まで関係)

2 医療法人の分割等に関する事項

医療法人（社会医療法人その他の厚生労働省令で定める者を除く。）は、都道府県知事の認可を受けて、分割することができるものとする。これに伴う所要の規定を整備するものとする。 (第五十七条から第六十二条の二まで関係)

3 社会医療法人の認定等に関する事項

(一) 二以上の都道府県において病院及び診療所を開設している場合であつて、医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものについては、当該病院の所在地

の都道府県知事が認定を行うことができるものとする。 (第四十二条の二関係)

(二) 社会医療法人の認定を取り消された医療法人であつて一定の要件に該当するものは、救急医療等

確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは、

収益業務を継続して行うことができるものとする。 (第四十二条の三関係)

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二の二の1(三)、2及び3に掲げる事項に関する規定は、公布の日から起算して

一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 検討規定

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の医療法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第十一条関係)